

令和 6 年 度  
大分県宿泊業経営力強化加速化事業  
【 公 募 要 領（二次公募） 】

多様化する宿泊ニーズや人手不足への対応など、宿泊事業者を取り巻く経営環境の変化に対応し、持続可能な経営基盤の構築を図る取組を広く公募し、その取組に必要な費用の一部を支援します。

**[受付期間]**

令和6年10月9日（水）～12月27日（金）（17：00必着）  
（土曜日・日曜日・祝日を除く。）

※予算上限に達した場合は、公募期限前に申込受付を終了します。

**[提出先・問い合わせ先]**

大分県商工観光労働部観光局観光政策課 観光産業振興班

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

TEL：097-506-2122

FAX：097-506-1729

E-mail：[a14180@pref.oita.lg.jp](mailto:a14180@pref.oita.lg.jp)

## 1 公募する事業

### (1) 補助対象事業

対象となる事業は、次の①又は②のいずれかに該当するものとし、宿泊業の経営力強化につながる事業とします。

① 観光庁が公募を行う「観光地・観光産業における人材不足対策事業」において交付決定を受けた取組であること。

② 観光庁が公募を行う「宿泊施設インバウンド対応支援事業（宿泊施設バリアフリー化促進事業）」において交付決定を受けた取組であること。

※県への交付申請日前に補助事業に着手した場合は補助対象外とする。

### (2) 補助対象事業者

この事業の補助対象事業者（以下、事業者）は、県内に立地する施設を事業の対象とする宿泊業の中小企業者（※）とする。

※中小企業者について

対象	定義	業種
中小企業者	1. 資本金の額又は出資の総額 5 千万円以下の会社 2. 常時使用する従業員の数が 200 人以下の会社及び個人	旅館業法第二条で定める「旅館業」を営む者で同法第三条の許可を受けた者。

(3) 補助率及び補助上限額

[通常枠の場合]

- 補助率 1 / 6 以内
- 補助上限額 1 5 0 万円以内

[貸上げ枠の場合]

- 補助率 1 / 4 以内
- 補助上限額 2 5 0 万円以内

※貸上げ枠について

県への実績報告の直近 1 ヶ月の給与・賃金等（残業代や賞与、各種手当、役員に支払った給与及び役員報酬等、福利厚生費、法定福利費や退職金は除く）の総支給額が、国への交付申請前の直近 1 ヶ月と比較して、1. 5 %以上増加していること。

国への交付申請前に貸上げを実施した場合は対象外となるため、国への交付申請日～事業終了日までの間に貸上げを実施すること。（その他詳細については、「貸上げ枠 Q&A」を参照）

(4) 補助対象経費

国補助金の種類	観光地・観光産業における人材不足対策事業費補助金	宿泊施設インバウンド対応支援事業費補助金(宿泊施設バリアフリー化促進事業費補助金)
補助対象経費	<p>宿泊施設において実施する人手不足の解消に資する以下に掲げるシステム、設備及び備品の購入、導入及び設置に要する経費（システム、設備及び備品の購入、導入及び設置に付随する経費を含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スマートチェックイン・アウトシステム、チャットボット及び宿泊施設管理システム（PMS）等の各種システム</li> <li>・配膳・清掃ロボット等の設備</li> <li>・その他人手不足の解消に必要な設備・備品</li> </ul> <p>※月額・年額で使用料金が定められている形態の製品（サブスクリプション）</p>	<p>①客室における改修等 ＜改修箇所＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・客室出入口</li> <li>・トイレ</li> <li>・浴室</li> <li>・洗面所</li> <li>・その他客室内</li> </ul> <p>②共用部における改修等 ＜改修箇所＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内の通路</li> <li>・駐車場</li> <li>・建築物の出入口、フロント等</li> <li>・廊下、屋内通路</li> <li>・階段</li> <li>・エレベーターその他昇降機</li> <li>・トイレ、洗面所</li> </ul>

	<p>ション販売形式等) 及びその保守は、最大2年分の費用が補助対象となります。ただし、前払いが可能で、精算時までには支払いが完了するものに限る</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室</li> <li>・レストラン・食堂、宴会場・バンケットホール等</li> <li>・その他宿泊施設のバリアフリー化を促進するために必要があると認められた箇所</li> </ul> <p>③災害対応に資する整備の導入</p> <p>※①②③は、バリアフリー法等の関係法令や高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準等のバリアフリー化に関する基準等を踏まえた改修内容であること</p>
--	--	---

注) 補助対象外となる経費は、国補助事業に準じます。

## 2 応募について

- (1) 応募期間 令和6年10月9日(水)～12月27日(金) 17時00分必着  
※予算上限に達した場合は、公募期限前に申込受付を終了します。
- (2) 受付方法 別添の「令和6年度大分県宿泊業経営力強化加速化事業費補助金交付申請書」をメールで提出してください。  
メールの件名は「令和6年度大分県宿泊業経営力強化加速化事業費補助金(事業者名)」としてください。
- (3) 提出先・問い合わせ先(担当)  
大分県商工観光労働部観光局観光政策課観光産業振興班  
メール: a14180@pref.oita.lg.jp  
TEL: 097-506-2122

## 3 交付決定後の留意点

- (1) 補助金交付申請書の内容審査後、事業者には補助金交付決定通知書を送付します。
- (2) 交付決定の結果については県ホームページにて公表します。
- (3) 事業者は、補助事業が完了し国から額の確定通知書を受領した場合は、交付要綱に基づき県に実績報告書を提出してください。
- (4) 原則として令和7年3月31日(月)までに県あてに実績報告書を提出してください。
- (5) 実績報告書の内容審査後、事業者には補助金の額の確定通知書を送付します。ただし、事業実施に当たり補助対象経費の変更があった場合は、補助金交付決定額が減額されることがあります。
- (6) 賃上げ枠で申請し、事業終了後に目標を達成していなかった場合は、原則として通常枠への変更は認めません。
- (7) 補助金交付申請書、実績報告書に添付していただく見積書、領収書等の証拠書類については、補助事業完了後5年間保管してください。
- (8) 補助事業により改装した事務所等や取得した備品等については、一定期間はその処分が制限されます。

- (9) 事業者は、同一事業について観光庁の対象事業を除き複数の補助金を受給することはできません。
- (10) 採択された取組については、概要を県のホームページ等で公表するほか、先進的取組事例として事例発表をお願いすることがあります。
- (11) 本事業の終了後においても、知事からその後の状況や成果について報告を求められた場合、県へ報告してください。
- (12) 大分県補助金等交付規則、交付要綱等の規程に従ってください。

#### 4 補助金のスキーム

